国民健康保険税納税通知書の発送および課税限度額・軽減制度

◇納税通知書を発送します

平成27年度の国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に発送します。第1期の納期限は7月31日㈮です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から国民健康保険税の課税限度額および軽減対象を**別表1・2**のとおり改定させていただきました。なお、税率については変更ありません。

◇国民健康保険税の軽減対象を拡充します

世帯の前年中の所得が**別表2**の金額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。平成27年度から2割および5割軽減について、軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されます。

※世帯主（国保加入者でない世帯主を含む）と国保被保険者全員が申告をされていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減は適用されません（給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く）

◇特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります

昨年度において特別徴収（年金からの天引き）により納付いただいていた方でも、今年度から普通徴収（納付書または口座振替による納付）に変更となっている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

▼特別徴収から普通徴収に変更となる主な理由

・世帯主が年度途中に75歳になる場合

・世帯主が国民健康保険から脱退した場合

・65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

◇非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇い止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

▼対象者＝次のすべてに該当する方

・平成21年3月31日以降に非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること

・公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の①または②として失業給付を受ける方

①雇用保険の特定受給資格者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32の方）

②雇用保険の特定理由離職者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23・33・34の方）

※高年齢受給資格者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません

▼軽減内容

対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。

※対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません

▼対象期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります

▼手続方法

雇用保険受給資格者証、印かん、身分証を持参のうえ、市民課または税務課で手続きをしてください。

◇減免制度

次のような事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。

・生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合

・災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合

・事業の休廃止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合（自己都合での退職または事業の休止等をされた方や、就労が可能な方などは除きます）

詳細は問い合わせください。

問税務課市民税班　☎(70)0321

別表1：平成27年度国民健康保険税の税率等
（課税限度額以外の変更はありません）

	医療給付費分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割	7.70%	1.70%	1.70%
均等割	28,000円	12,000円	13,000円
平等割	29,000円	—	—
課税限度額（税額の上限）	520,000円（前年度＋10,000円）	170,000円（前年度＋10,000円）	160,000円（前年度＋20,000円）

別表2：国民健康保険税軽減対象
（前年中の所得が表の金額以下の世帯）

軽減割合	平成26年度まで	平成27年度から
7割	33万円	33万円
5割	33万円＋(24.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)	33万円＋(26万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円＋(45万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円＋(47万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

※特定同一世帯所属者とは

国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行された方（世帯主に変更があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります）をいいます。

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金（医療機関等の窓口負担）の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

▶震災、風水害、火災その他これらに類する災害により身体または資産に著しい損害を受けた場合

▶干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少した場合

▶事業の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合

※具体的な基準や減免等の期間、手続きなど、詳しい内容については、問い合わせください

問市民課国保年金班　☎(70)0334

介護保険料納入通知書の発送および制度改正のお知らせ

◇納入通知書を発送

平成27年度の介護保険料納入通知書が7月中に届きますので、ご確認ください。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、市民税の課税状況、前年の所得等に応じて12段階に分けられています。

介護保険は、国や千葉県、市が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料を財源として運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう、期限内の納付をお願いします。

◇保険料の支払方法

▼特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

▼普通徴収

年金が年額18万円未満の方、新たに65歳になった方、他の市区町村から転入した方、保険料の所得段階が変更になった方などは納付書により保険料を納める普通徴収となります。

◇一定以上所得者の利用負担の見直し（平成27年8月から）

一定以上の所得がある方については、利用者負担が2割になります。対象となる方は、本人の合計所得金額が160万円以上の方です。

ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の方は1割負担のままです。

なお、7月中に、要介護（支援）認定を受けた方全員に、市から利用者負担（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

◇高額介護サービス費の限度額の一部見直し（平成27年8月から）

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」について、医療保険の※現役並み所得に相当する方の限度額が37，200円から44，400円に引き上げられます。

※現役並み所得者とは

同一世帯に課税所得金額145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の収入合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方

◇低所得の方の居住費と食費の軽減要件の見直し（平成27年8月から）

施設入所（ショートステイ含む）している低所得者の方は、食費と居住費が軽減されていますが、預貯金等の資産等が一定額（単身1，000万円、夫婦2，000万円）を超える場合、世帯分離をしている配偶者（事実婚含む）が住民税課税者である場合は対象となりません。

問高齢者支援課介護保険班　☎(70)0309

被保険者証は大切に
～被保険者証の一斉更新～

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月に更新されます。

新しい被保険者証は、7月末日までに簡易書留で郵送されますので、8月1日からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式です。携帯に便利ですが紛失する方も増えています。紛失した場合は再発行できますが、重要なものですので大切に管理してください。

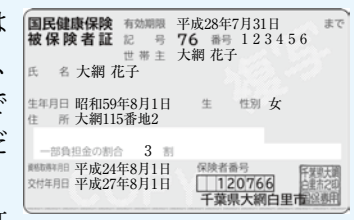

▶新しい被保険者証の有効期間＝8月1日～1年間

※短期被保険者証は除く

問市民課国保年金班　☎(70)0334